

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(案)に対する意見募集の結果

## ～概要～

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和4年7月29日

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(案)に対する意見募集の結果(概要)

## 1. 実施期間

令和4年6月29日(水)から7月19日(火)まで

## 2. 意見件数(提出順)

合計110件

### 【放送事業者等 : 73件】

- 横浜エフエム放送(株)
- (一社)日本民間放送連盟
- (株)ジャパンエフエムネットワーク
- (株)テレビユー山形
- 日本テレビ放送網(株)
- (株)宮城テレビ放送
- (株)テレビ長崎
- 長崎放送(株)
- 北海道放送(株)
- 中京テレビ(株)
- 信越放送(株)
- (株)静岡第一テレビ
- (株)エフエム大阪
- 読賣テレビ放送(株)
- 東海テレビ放送(株)
- 関西テレビ放送(株)
- (株)フジ・メディア・ホールディングス
- (株)フジテレビジョン
- (株)山梨放送
- 日本放送協会
- (株)テレビ朝日ホールディングス
- (株)テレビ金沢
- (株)文化放送
- (株)毎日放送
- 青森放送(株)
- (株)TBSテレビ
- (株)ニッポン放送
- テレビ愛知(株)
- 札幌テレビ放送(株)
- (株)テレビ新潟放送網
- (株)熊本県民テレビ
- (株)アイビーシー岩手放送
- (株)熊本放送
- 朝日放送テレビ(株)
- テレビせとうち(株)
- テレビ大阪(株)
- (株)南日本放送
- 西日本放送(株)
- (株)J-WAVE
- RKB毎日放送(株)
- (株)秋田放送
- (株)テレビ岩手
- 広島テレビ放送(株)
- (株)福岡放送
- (株)テレビ宮崎
- 北陸放送(株)
- 北海道テレビ放送(株)
- 福井放送(株)
- (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- (株)テレビ信州
- (株)テレビ北海道
- 北日本放送(株)
- (株)STVラジオ
- (株)新潟放送
- (株)テレビ東京ホールディングス
- 北海道文化放送(株)
- 四国放送(株)
- 日本海テレビジョン放送(株)
- スカパーJSAT(株)
- 中部日本放送(株)
- (株)CBCテレビ
- (株)エフエム東京
- 山口放送(株)
- (株)中国放送
- (株)鹿児島読賣テレビ
- (株)テレビ西日本
- (株)高知放送
- (株)テレビ愛媛
- (株)宮崎放送
- 鹿児島テレビ放送(株)
- (株)長崎国際テレビ
- JCOM(株)
- (株)福島中央テレビ

### 【その他法人、団体: 12件】

(株)Jストリーム、(株)オプテージ、西日本電信電話(株)、ソフトバンク(株)、KDDI(株)、東日本電信電話(株)、(株)ワイズ・メディア、アマゾンウェブサービスジャパン合同会社、障害者放送協議会、日本電気(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(株)日本経済新聞社

### 【個人 : 25件】

注: その他、案と無関係と判断されるものが2件あった。

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

## ＜全体的事項＞

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 民放数社から要望のあった規制緩和や制度変更については、こうした時代において、経営の選択肢が広がることは重要であり、<u>実現することに期待する一方、要望する放送事業者以外にも強制することで各社の選択肢を狭めるようなことがあってはならない。</u>                      放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しても、制度的な選択肢が広がり、民放事業者にとっては経済合理性に基づいた経営判断を可能とすることが大前提となるべきで、<u>結論ありきではなく、かつ義務として強制されることにならないよう要望する。</u> 【日本テレビ放送網株式会社ほか7者】</p> <p>○ <u>規制緩和や制度変更によって、地方局が地域社会と構築してきた信頼関係の棄損や共感性の減衰、地域発の情報量の低下につながらないよう十分留意する必要があると考えます。</u> 【青森放送株式会社】</p> <p>○ <u>地域事情に応じて、その地域が望む柔軟な対応がとれるような制度化を要望する。</u> 【株式会社長崎国際テレビ】</p>	<p>○ 本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域事情に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>
<p>○ ラジオ関連の記載は「4局特例の見直し」のみにとどまっています。ラジオ、特にAMラジオの将来像と制度の在り方についても、「<u>放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減</u>」と「<u>引き続きその社会的役割を果たしていくための放送制度における必要な措置</u>」の観点から、<u>事業者各社の考え方や戦略なども踏まえ、検討会で議論頂くことを要望します。</u> 【札幌テレビ放送株式会社ほか1者】</p>	<p>○ 本案については主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討しておりますが、ラジオ、特にAMラジオに係る議論の要望についての御意見に関しては、どの場において検討することが適当であるのかも含め、まずは総務省において検討すべきと考えます。</p>
<p>○ インターネット上の言論空間については、放送事業者だけでなく、新聞・通信社や情報の流通に携わるプラットフォーム事業者を含め多様な主体によって構成されている。こうした特性を持つインターネット空間に対して放送制度の原則である二元体制を持ち出すことは妥当ではない。                      【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>○ 多様な言論空間の維持・発展のため、これまで放送の二元体制が果たしてきた役割は大きく、インターネット空間においても、放送事業者にこれまでと同様の役割を期待することは自然であると考えますが、これにより新聞・通信社やプラットフォームの役割が否定され、多様な主体によって構成されているインターネット上の言論空間の特性が損なわれることに繋がるものではないと考えます。</p>
<p>○ 座長が直接地方を回られたケースもありますが、ごく一部に過ぎず、地方放送局の意見があまり反映されていないと感じました。<u>地方放送局の将来を担う若い放送局の局員に聞くなど、幅広く丁寧に、ヒアリングを行い反映して頂きたい</u>と思います。 【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 本案の「おわりに」の章にもあるとおり、在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送の将来像や放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しております。                      地方局からの声がありましたら、御意見を届けていただきたいと思います。</p>

## <第1章>（放送を取り巻く環境の変化）

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ <u>ブロードバンドの普及は、動画配信サービスの伸長に大きく貢献していることは明らかであるが、同時に大容量の動画コンテンツを多くの視聴者に同時に高品質で届けるためには、CDN(Content Delivery Network)、並びに配信ビットレート制御等を実施する配信インフラが不可欠であり、これを提供する配信事業者も国内外に存在する事を明記していただきたい。</u>【株式会社Jストリーム】・【個人】</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、5ページ目を次のとおり修文させていただきます。  <u>「そして、このブロードバンドの普及やCDN(Content Delivery Network)等の配信インフラの整備等を背景として、(以下略)」</u>（下線部が追記部分）</p>
<p>○ <u>radikoも制度的に放送という範疇の中で、電波と同等に扱うことは、通信と放送を意識しない聴取者ニーズ応えるという意味で良いのではないかと思います。</u>                  【横浜エフエム放送株式会社】</p>	<p>○ radikoについては、現在の技術では輻輳・遅延等が避けられず、放送波と同等の品質の確保が保証されないことから、現時点で制度的に放送と同等に扱うことは困難であるが、御指摘の点も含め、総務省において制度の不断の見直しに向けて将来的な検討を行うことが適当と考えます。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」という指摘は極めて妥当です。放送をとりまく環境の急激な変化に合わせて様々な経営方針を検討するにあたり、事業者の要望に耳を傾け、適宜、放送制度の見直しが行われることを期待します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】ほか11者</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 「第2章 1. 放送が果たしてきた役割」において、<u>地域に根ざしたローカル局の重要性に言及すべきと考えます。</u> 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 「放送が果たしてきた役割」の中に、<u>長年地域に根差した取材活動や地元自治体、企業、団体等と連携した活動を続け、地元に着目した情報発信、地域文化の振興を担い続けてきたローカル局の存続・発展についての言及を追加していただきたい</u>と考えます。 【株式会社毎日放送ほか10者】</p> <p>○ <u>災害報道や選挙報道等、地方エリアでのローカル局の果たしてきた役割は大きく、存在の重要性にも触れるべき</u>と考える。 【テレビ愛知株式会社】</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、ローカル局の役割に関する16ページの記載を次のとおり修正させていただきます。</p> <p>「また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。<u>各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、災害時の地域住民の命を守る情報の発信拠点としての役割をはじめ、ローカル局の役割はなくてはならないものである。ローカル局が構築しているこの取材網は...</u>（略）」 （下線部が追記部分）</p>
<p>○ 地上波民間放送事業者は、<u>広告放送により無料で情報をお届けし、国民の知る自由を保障してきた</u>といえます。新たな情報空間であるインターネット空間では、指摘された問題以外にも、<u>アドフラウド(広告詐欺)、ブランドセーフティ、プライバシーデータの保護</u>といった課題があります。民間放送事業者は関係団体と調整しながら広告基準を定めるなど、<u>広告の品質保持や向上にも努めてきた</u>ところです。ローカル局の広告放送が<u>地域経済の発展に貢献してきたこと</u>なども踏まえ、<u>健全な広告モデルの維持発展にも目を向けてもらいたい</u>と考えます。 【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 広告についても、地上放送事業者において培われてきた知見・信頼性がインターネット空間においても発揮されることは期待されるものと考えます。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ インターネット空間における放送への期待が高まっているとしても、国が放送コンテンツの流通に対する政策や関与を強めれば、放送メディアや放送コンテンツへの過度な規制につながりかねないとの懸念があります。今後の行政の議論においては、民放各社の自由な事業活動や「表現の自由」に対する十分な配慮を求めます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟ほか6者】</p>	<p>○ インターネット空間におけるコンテンツに対する過度な規制は適当ではなく、「表現の自由」に対する十分な配慮が求められることは言うまでもありません。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も大変重く受け止めており、結論ありきではなく引き続き丁寧な議論を要望する。 【日本テレビ放送網株式会社ほか37者】</p> <p>○ 「共同利用型モデル」は、それぞれの地域の状況次第で課題があるのが現状です。一つの選択肢であっても何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう要望します。 【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 自治体保有局につきましても、地域の実情に合わせ、維持管理を含めてコスト削減が図られることを前提にさせていただきたく要望いたします。 【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>○ 本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送ネットワークインフラの将来像について検討を行ってきました。したがって、本案の内容を地域事情、経済合理性、各社の経営判断等に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>
<p>○ NHKと民放でインフラ新会社を設立して送信設備を共用化することは、経済合理性、利用可能性ともに優位性があるのであれば検討に値すると考えます。但しその場合も、放送を行うこと全体に対する責任という観点から放送免許は放送事業者が保持し続けるべきと考えます。そのためには、ハードとしての送信設備の安全・信頼性の担保とその責任について、設備を保有・運用・維持管理するインフラ新会社と免許人である放送事業者の間の関係を整理して、放送が安定して継続できる規律を確保することが必要であると考えます。 【株式会社毎日放送ほか1者】</p>	<p>○ ミニサテライト局等を念頭においた中継局の保有・運用・維持管理を担うハード会社(基幹放送局提供事業者)は、その保有等する中継局の無線局免許を有することを想定しています。御意見も踏まえ、現在のハード・ソフト一致の特定地上基幹放送事業者が既存の放送免許のままでハード会社の利用が可能となり、全体として放送が安定して継続できる仕組みとなるよう、総務省において制度的な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ハード会社の設立に関して、中継局はエリア単位、マスターは系列単位でそれぞれ別のハード会社を持つとなると、コンテンツが放送されるまでに複数の事業者を経由することになります。コスト削減の観点だけでなく運用上の効率性、障害発生時の対応遅れや補償責任分界点なども併せて多角的に検討する必要があります。 【中京テレビ株式会社】</p>	<p>○ 関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、運用上の効率性や補償責任分界点などについても検討されるべきものと考えます。</p>
<p>○ 地デジ送信の年間維持費について、民放事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果を踏まえて、今後、両者が協力・連携関係を深めるためには、現在の仕様の相違やその要因に関する分析が欠かせないと考えます。 【株式会社秋田放送】</p>	<p>○ 関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、放送事業者の社会的役割と経済合理性についても考慮されるべきであり、また、放送ネットワークインフラの保守・運用・維持管理の実態把握も進められるべきものと考えます。</p>
<p>○ ハード会社を設立して、既設設備を移管(譲渡)する場合は、償却方法が異なる社の間でも公平性が保たれるよう考慮願います。 【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	<p>○ 関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、ハード会社の設立における既設設備の取扱いについても検討されるべきものと考えます。</p>
<p>○ 長崎では、民放各社が共同出資して会社を設立、保守業務などを委託しています。多くの地方局はこのような規模の方が参考になると思われしますので、ヒアリングを実施して頂きたい。 【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 長崎の事例については今後の検討において大変参考になるものと考えます。早々にヒアリングをさせていただき、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 小規模局以下の中継局を保有・運用する、ハード会社が設立された場合、その設備の保守に関して、地域に根差した保守会社が存在する場合は積極的に活用しコストダウンを図るべきだと考えます。 【長崎放送株式会社】</p>	<p>○ 関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たって具体的に検討されるべきものと考えますが、一般論としては地域に根差した保守会社の積極的な活用が期待されるものと考えます。</p>
<p>○ 「総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。」との指摘に賛同いたします。中央での協議だけではなく、地域の特性に応じた検討・協議の場を設けることに適切に関与いただくよう要望いたします。 【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たって、協議の場については民間放送事業者の要望も踏まえ、柔軟なものとするのが望ましいと考えます。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ マスター設備の将来像検討に当たっては、安全・信頼性確保とコスト負担軽減の両方の視点が重要です。クラウド化ありきでなく、<u>技術動向、要求条件、効率化等を総合的に検討すべきと考えます。</u> 【中部日本放送株式会社】・【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ マスター設備については系列毎の共用によりコスト削減や運用改善メリットも期待できますが、IP化やクラウド化には障害対策・セキュリティ対策などの安全・信頼性の確保に懸念があります。<u>基幹放送として求められる機能や可用性レベルの見極めについて慎重な検討が必要と考えます。</u> 【信越放送株式会社ほか5者】</p> <p>○ <u>大規模災害時や有事の際に集約マスターが置かれる放送局が甚大な被害を受けた場合のリスク対策の有無も重要な経営の判断材料になると考える。</u> 【株式会社熊本県民テレビ】</p> <p>○ 今後積極的にIPによる放送を進めていくためにはこうしたIP化による技術的な課題に対して既存の技術基準とは違う新しいIP放送に合わせた基準を設定する必要があると考えます。(中略)クラウド化、集約化に合わせた技術基準を設けないと実際にこうしたクラウド化、集約化を行う場合に様々な課題が発生すると思われます。 【テレビせとうち株式会社】</p> <p>○ マスター設備の集約化、IP化、クラウド化、系列を超えた統一仕様の導入等の検討は、経営の選択肢となり得る事から、ローカル局も2030年以降の次回更新を見据え、早めに検討を開始し、どの程度コストが削減できるのかを細かく精査していく事が必要であると考えております。 【株式会社新潟放送】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 弊社の様に複数の系列に属するクロスネット局や系列に属さない独立局も存在するため、系列ありきでの議論は将来的に一部の局の経済合理性を大きく損なう恐れがあります。民放局全体の経営の選択肢を増やす意味においても、特定の系列に縛られず、全ての民放局で導入が可能な「共通仕様モデル」についての検討を要望します。【株式会社テレビ宮崎】</p>	<p>○ 本案にも記載のとおり、あくまで経営の選択肢としてではありますが、系列を超えた統一仕様についても検討に値すべきものと考えます。</p>
<p>○ 最新のデジタル技術の動向、海外の状況を踏まえ、<u>マスター設備のクラウド化が経営の選択肢となり得ると明言された、検討会のご決断に強く敬意を表します。</u> 【アマゾンウェブサービス合同会社ほか1者】</p> <p>○ とりまとめ案の第3章放送ネットワークインフラの将来像、1.「共同利用型モデル」の検討に関する提言について賛同いたします。 特に、マスター設備の共用化に関する技術動向について、弊社としても検討会で報告させて頂きましたが、引き続き設備の集約化、IP化、クラウド化の実現に向けて取り組んで参ります。 【日本電気株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ マスター設備の集約化・IP化・クラウド化の要求条件を総務省において検討・整理するためには、一定の技術検証が必要と考えられます。効率的な技術検証をおこなうためには、<u>衛星基幹放送において共同利用型のマスター設備が既に実現されている実績を活用し、地上放送への適用性を検討する方法があると</u>考えられます。 【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ <u>今般のIPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等の費用を捨象するなど民放が重視している経済合理性の検討が十分とはいえません。制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままです。将来的な期待はあるとしても、2026年頃からのミニサテ更新への適用可能性については引き続き、検討・精査が必要と考えます。</u> 【一般社団法人日本民間放送連盟ほか32者】</p> <p>○ <u>放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することが本来の目的であるため、IPユニキャスト方式にこだわることなく、経済合理性を重視した実現性の高い代替手段を優先的に検討していくべきと考えます。</u> 【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ <u>災害時そのエリアが被災地域となった場合でも輻輳、遅延、画質劣化などのリスクを抱えたベストエフォートのサービスでよいのか地域住民の理解も含めて検証していくことが必要だと考えます。</u> 【中京テレビ株式会社】</p> <p>○ <u>放送の代替手段を検討する場合は、地域の実情を考慮し、世帯数が少ない箇所に対してはIPユニキャストをはじめギャップファイラーやCATVなど選択肢を広げたうえで、各々のエリアで経済合理性が得られる手法を選ぶことが妥当と考えます。</u> 【株式会社テレビ北海道ほか3者】</p>	<p>○ IPユニキャスト方式によるBB代替の経済合理性に関する検討結果については、一定の仮定や推計をもとに算出したものです。これにより一定の経済合理性が期待できるものと考えますが、今後、制度面・運用面の課題等について引き続き検討を行い、真に「選択肢」となるのか精査していくべきものです。</p> <p>具体的には、著作権等の権利処理、住民理解・受信者対策、ユーザーアクセシビリティの確保、などの検討課題について、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p>
<p>○ <u>とりまとめ案本文において、今回の検討において放送アプリケーションに係る経費が考慮されていない旨、注釈を追記したほうがより適切ではないでしょうか。</u> 【日本放送協会】</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、29ページ目を次のとおり修文させていただきます。「FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき<sup>23</sup>、代替手段としての利用可能性があることが示された。</p> <p>脚注23 本取りまとめにおいては、放送アプリケーションに係る経費を除外するなど、一定の条件・推計のもとに経済合理性を算定した。」</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 複数の伝送手段を挙げて最適な代替手段を検討しようとしている姿勢は評価しますが、<u>IPユニキャスト方式が特別に扱われている点に違和感を感じます。</u> 【北日本放送株式会社】</p>	<p>○ ケーブルテレビネットワーク並びにブロードバンドネットワークのRF方式及びIPマルチキャスト方式については放送として既に広く提供されていること、品質・機能が強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同等であることが担保されていることから、これを採用した場合の条件は比較的容易に検討・判断できるものと考えられる一方で、IPユニキャスト方式は、地上テレビジョン放送のテレビ番組を常時同時配信する形態で提供されていないこと、放送ではなく通信であって品質・機能について特段のルールが存在しないことから、導入し、維持していくコストや品質・機能が明らかでなく、地上テレビジョン放送事業者にとって代替手段としての検討・判断材料が乏しい状況であるため、その利用可能性について検討を行うこととしたものです。</p>
<p>○ <u>今後の検討にあたっては、それぞれの小規模中継局等の立地状況、該当エリアでのブロードバンドやケーブルネットワークの敷設状況やサービス提供状況を考慮することが必要であり、ケーブルテレビも含めた関係者が参画する形で検討を進めることが適当と考えます。</u>なお、この取り組みを進める中で、新たに各種インフラの整備や運用を行う必要がある場合、支援の在り方についても検討が必要と考えます。</p> <p>○ 地域によっては、ケーブルテレビ事業者の協力も可能な場合もあると考えますので、幅広い関係者の参画を得ながら、<u>IPユニキャスト方式やケーブルテレビを含めた他の方式の検証、検討を進めていただくよう要望いたします。</u> 【以上2件 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p> <p>○ <u>小規模局やミニサテを中心にブロードバンド代替等議論がなされているが、エリア(島など)内ケーブルテレビ網が完備されている地域(対馬など)で既存のケーブルテレビによる代替が有効な場合、大規模中継局(プラン局)も対象とすることを要望する。</u> 【株式会社テレビ長崎】</p>	<p>○ ケーブルテレビは、放送法上の「放送」と位置づけられ、これによる地上テレビジョン放送の再放送の品質・機能は強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同等であることが担保されていることから、ブロードバンド等代替の選択肢の一つとされているところ、総務省で行う実証実験において、IPユニキャスト方式との比較を行うなどしながら、検討を進めてまいります。</p>

主な意見

○ 今後の検討においては、IPユニキャスト方式(ベストエフォート)の下で放送ネットワークインフラに求められる安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保のために必要となる品質・機能の実現可能性、優先制御の必要性等について、今後の実証実験結果も踏まえて慎重に見極めていく必要があると考えます。

また、多くの視聴者がブロードバンドによる代替手段を用いて放送を視聴することとなった際には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられないことから、IPユニキャスト方式と比較してより効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式の活用も検討していく必要があると考えます。

いずれにしても、今後、各放送事業者が具体的な代替手段を検討していく際には、様々な手段の中から、安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保を図りつつ、これらを最も効率的に実現できる方策を検討していくことが重要であり、また、その際、代替手段を提供する事業者においては、提供に向けたインセンティブが損なわれることにならないよう、留意する必要があると考えます。

【西日本電信電話株式会社ほか1者】

○ 放送ネットワークインフラをブロードバンドで代替するという目的に鑑みれば、当該代替費用については、受益者である放送事業者が負担するものと理解しております。

【KDDI株式会社ほか2者】

○ BB代替時、要件によってはブロードバンド回線等の提供が特定の電気通信事業者に限定されることが考えられますが、このような制約により、BB代替の提供エリアにおける電気通信市場の公正競争に影響を与えること(中略)のないよう、BB代替に関する制度設計には十分な配慮が必要と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

○ IPユニキャスト方式による放送の代替については、代替されるエリアでの光ファイバ等のブロードバンドが整備されている事が必須条件であり、長崎県において光ファイバ整備率は全国平均に比べ低く、特に離島等の条件不利地域では整備が遅れている。このような地域に関しては自治体主導等でブロードバンドネットワークの整備を求めたい。また、過疎化も進む中でローカル放送事業者があまねく受信努力義務をこれまでと同様の手段によって達成することは困難になりつつある。エリア内全地上波放送事業者が開局していない中継局についてはエリア内の情報格差是正の観点から積極的にブロードバンド代替へ移行して頂きたい。

【株式会社テレビ長崎】

本検討会の考え方

○ 放送ネットワークインフラに求められる安全・信頼性、品質・機能の実現可能性、優先制御の必要性といった検討課題、IPユニキャスト方式によるBB代替におけるコスト負担についての御意見に関しては、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。

なお、IPマルチキャスト方式もBB代替の選択肢の1つとされています。

BB代替の検討にあたっては、電気通信市場の公正競争に対する配慮が必要であることは言うまでもありません。

○ ブロードバンド等代替の前提となるブロードバンドネットワーク整備への要望については、今後の放送・通信行政に対する御意見として承ります。

## <放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等>） 関係

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ▽自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その取組を後押しする方向で検討、▽「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)において公共的役割を担う放送コンテンツが、より視聴されるための取組を具体的に検討——との提言につきましては、今後の検討において内容が具体化された段階で、あらためて意見を述べることにします。 【一般社団法人日本民間放送連盟ほか1者】</p> <p>○ 「基幹放送に準じた公共的な取組み」といった定義づけそのものの検討もまだこれから本格化する段階と認識しており、行政による後押しの具体策によって民放事業者にとっての過度な規制や義務とならないよう要望をした上で、今後の議論を注視したい。 【日本テレビ放送網株式会社ほか9者】</p>	<p>○ 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等については、放送事業者において個社の判断のもと行ってきたインターネット配信について、災害時、見逃し時、チューナーレステレビ利用時等における従来の放送の「補完」として、可能な範囲で有効に活用するものであります。</p> <p>本取組も、あくまで経営の選択肢の一つであり、地域や事業者の事情に関わらず一律の義務として強制することは想定しておりません。本取組については、その在り方も含め、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。</p>
<p>○ 放送同時配信の制度上の位置づけや行政による後押しの方策の議論については、①社会資本である放送がインターネットの社会的費用の一部を負担するとの認識のもとで、②多様なローカル民放の実情に配慮を頂いたうえで、引き続き段階的で実証的な歩みとなるよう期待します。 【福井放送株式会社】</p> <p>○ 「後押しする方策」の検討においては、同時配信に限らずローカル局のコンテンツが視聴者に伝わりやすくするための議論や有効な方策が見いだされることを要望します。 【株式会社福島中央テレビ】</p>	<p>○ ローカル局の実情に配慮した段階的で実証的な歩みとなるよう期待するとの御意見、ローカル情報へのアクセス性の向上についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見

○ 新聞・通信社も取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報をインターネット空間に増やしていくことは重要だと認識し、報道活動に取り組んでいる。放送の「二元体制」論をネット空間にも当てはめ、NHKが巨額な放送受信料を財源にネット業務をさらに拡大して取り組めば、民間事業者の公正な競争をゆがめ、言論の多様性を失わせることになりかねない。検討会は受信料制度とのバランスを踏まえた議論を深めるべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されています。その在り方について、「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」と提言していますが、仮に「放送の補完」との位置付けの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることが欠かせません。

【一般社団法人日本民間放送連盟ほか19者】

○ NHKのネット業務拡大の議論の前提として、受信料制度の枠内ではなく民間事業者と公正な条件で競争することを要望します。

【テレビ大阪株式会社ほか7者】

○ NHKが放送の「補完業務」であるネット事業を放送番組の「理解の増進に資する情報」を名目に、巨額の受信料を財源にし崩的に拡大していけば、不断の経営努力を積み重ねながら質の高い報道とサービスを提供している民間メディアや事業者の公正競争がゆがめられ、多様な言論を通じた民主主義の維持、発展にも影響を及ぼしかねない。NHKのネット業務拡大につながる議論には、民間事業者との公正な競争の視点が必要だ。NHKにはまず業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の推進と、その結果に対する国民・視聴者の理解を求める必要がある。

【株式会社日本経済新聞社ほか2者】

本検討会の考え方

○ NHKのインターネット業務の在り方については、本取りまとめ以降、本検討会において具体的かつ包括的に検討を進めていく予定です。

NHKのインターネット活用業務の在り方について今後検討する場合には、御意見のとおり、現行の受信料制度についても併せて議論することが必要になると考えます。

ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。

○ NHKのインターネット業務拡大につながる議論を前向きに行うためには、NHKが中期経営計画において自ら約束した受信料の値下げ等の「三位一体改革」を確実に実行し、国民視聴者に説明責任を果たすことが求められます。

また、ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 総務省においてはNHKに対して、第二期以降の社会実証の結果として、<u>実証で得られた技術面・費用面等からの知見についても全面的に開示するよう促すことを期待します。</u> 【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ NHKにおけるインターネット配信について、秋以降の第2期社会実証について、<u>ポジティブな評価だけでなく、ネガティブな評価についても得られた結果を還元いただくことで、視聴者利便性の観点や法的観点も含め二元体制の一翼を担う民放事業者としても適切な経営判断の材料になると考えます。</u> 【株式会社秋田放送ほか】</p>	<p>○ NHKの実証で得られた知見の共有についての御意見に関しては、本案においても「NHKのインターネット配信は、二元体制の一翼を担う民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要」と記載しております。NHKにおいては、本案も踏まえ、これまで以上に知見の共有に積極的に取り組むべきと考えます。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 放送事業者が引き続き社会的役割を果たしていくため、経営の安定・自由度を向上させる観点から既存の制度を柔軟に見直すことに賛成します。</p> <p>本案では、放送事業者の要望を踏まえて、「経営難が顕在化した場合に迅速な対応が可能となるよう、先行して経営の選択肢を増やしておくこと」を検討したことは評価します。引き続き、放送施策の見直しに当たっては、放送事業者の意見を十分参考にしながら検討・議論を進め、速やかに措置していただくよう期待します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングスほか16者】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 経営の選択肢を増やしていくことには賛同しますが、それに際しては系列局や地域の個別事情を尊重することが重要と考えます。<u>経営の選択肢を増やす制度的措置についても、個別の経営判断を縛ることがないよう要望します。</u></p> <p>【テレビ大阪株式会社ほか2者】</p>	<p>○ 本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>
<p>○ 兼営と支配の両方に関することであるが、現状においてNHKは地上波テレビ放送を2波有していることから、それとの均衡を図る観点から、<u>民放においても、1局で2波のテレビ放送を行うことを可能とすべきである。</u></p> <p>【個人】</p>	<p>○ 1局2波は同一放送対象地域に係る支配基準の緩和が必要となりますが、本案において、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきとしたものです。</p>
<p>○ 「事業者から『経営の選択肢を増やす観点から、マス排や認定放送持株会社制度の特例の緩和が要望されている』と記載されています。</p> <p><u>要望があるのは事実かもしれませんが、地上波テレビ局の9割を占めるローカル局の意見が広く反映されているとは言い難いのではないのでしょうか。</u></p> <p>【株式会社南日本放送】</p>	<p>○ 本案における制度的検討については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うという方針の下、放送事業者から具体的な要望をいただいた場合には柔軟に検討を行ってきたところです。</p>
<p>○ <u>地域性の問題は資本関係や市場論ではなく、地域社会のインフラとしての重要性や地域放送のあるべき姿を踏まえた上で論ずるべきと考えます。</u></p> <p><u>だからこそ、「地域制限を維持する必要性は認められない」と断定している取りまとめ案の考えには賛同できません。</u></p> <p>【株式会社南日本放送】</p>	<p>○ 地域性の確保は引き続き重要である一方、認定放送持株会社傘下の地域基幹放送事業者に係る地域制限については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえれば、維持する必要性はないものと考えています。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 規制緩和や制度整備を行うことによって、地方局が構築してきた地域社会との関係性の希薄化や地域発の情報量低下を招かないよう十分留意する必要があります。                  他方「地域情報の発信を確保するための仕組み」については、例えば自社制作番組比率の数値目標を設けて義務付けするようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を進めるよう要望します。 【青森放送株式会社ほか11者】</p>	<p>○ 地域情報の発信を確保するための仕組みについては、あくまで複数の放送対象地域において放送番組の同一化を希望する放送事業者に対して措置すべきものと考えます。                  また、その具体的な内容に関しては、放送事業者における自主・自律、編成・編集の自由も踏まえ、総務省において今後制度的検討を進めていくものと考えます。</p>
<p>○ 共同利用型モデルの導入においてハード・ソフト分離の制度を見直す際には、実情に合った使いやすい制度となることを期待します。また、複数の放送局で共同利用することが前提であることから、課題の丁寧な洗い出しを行い、円滑な運用ができるように十分な検討が必要と考えます。 【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>○ 御指摘の点については、今後総務省が制度的検討を進めていく上で留意することが適当と考えます。</p>
<p>○ 共通的なコストを負担することにより、これまで「NHKの維持運営のための特殊な負担金」とされてきた受信料を民放が行う放送事業のために使うこととなる場合には、NHKはもとより民放各社にも視聴者への説明責任が生じることは自明のことでもあり、引き続き視聴者への丁寧な説明を意識しつつ、オープンな場での議論が継続されることを希望いたします。 【日本放送協会】</p> <p>○ 受信料を設備投資に利用した際には、受信料を支払っている視聴者に対し制度を理解していただくため用途などの説明責任が民放にも伴うと考えます。 【北陸放送株式会社】</p> <p>○ 受信料による負担によって、民間放送事業者が一定程度のメリットを享受することになるとしても、民間放送事業者に新たな負担や制度上の義務が生じることの無いよう希望する。 【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>○ 民放のあまねく努力義務のために受信料を活用した場合には、NHKだけではなく、当該民放においても受信料を負担する視聴者に対して一定の説明責任が発生するものと考えています。</p>

※ 提出された意見を一部省略して掲載。

<その他>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「例えば、株式会社北國銀行は日本マイクロソフト株式会社のパブリッククラウドのMicrosoft Azure上で勘定系システム「BankVision」を2021年(令和3年)5月3日に稼働開始している(株式会社北國銀行、日本ユニシス株式会社及び日本マイクロソフト株式会社の共同ニュースリリース(2021年5月6日))。また、2021年(令和3年)5月に事業を開始した株式会社みんなの銀行は、勘定系システムにパブリッククラウドの Google Cloud を採用している(Google Cloud Japan Team 掲載記事(2021年9月10日))。」について、代表的なクラウドに関する事例をそれぞれ記載することにより、クラウド利用についての全体的な状況が示されるようにするため、以下の記述を追加願いたい。</p> <p>「株式会社福島銀行はSBIホールディングス株式会社とフューチャーアーキテクト株式会社が共同で開発を進めているアマゾンウェブサービス(AWS)のパブリッククラウド上の「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」の採用を決定している(SBI地方創生サービスズ株式会社のニュースリリース(2022年1月20日))」 【アマゾンウェブサービスジャパン合同会社】</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、修正させていただきます。</p>
<p>○ 「インターネット動画配信サービスの伸長等の放送を取り巻く環境の変化については、これまでも累次にわたって指摘されてきたところであるが、放送にとって、インターネットと真正面から対峙することは、いよいよ避けて通ることができない状況になっている。(中略)しかしながら、好むと好まざるとに関わらず、インターネットと対峙しなければならないのであれば、それを前提に自身のドメイン(活動領域)を再定義し、自らの進むべき方向を模索して行くことは不可欠と考えられる。」</p> <p>インターネットに「対峙」という態度は、それを他者であり、敵対するものとしてじっと動かないことである。そうである限り、今後も対応は後手になっていく心配がある。デジタル技術に対して、まずは当方がオープンとなり共創していく姿勢が望まれる。情報溢れるデジタル時代においてこそ、良質な放送コンテンツがより国民に浸透するように、放送制度改革と放送サービスの発展が一体となったグランドデザインを示すべき時ではないだろうか。</p> <p>【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>○ 御意見を踏まえて次のとおり修正させていただきます。</p> <p>本案53ページ「インターネット動画配信サービスの伸長等の放送を取り巻く環境の変化については、これまでも累次にわたって指摘されてきたところであるが、放送に関わる主体が、インターネットを含むデジタル技術を取り込み、新たな「放送」の在り方をデザインしていくことは、いよいよ避けて通ることができない状況になっている。</p> <p>(中略)</p> <p>しかしながら、好むと好まざるとに関わらず、インターネットと向きあいながら、自身のドメイン(活動領域)を再定義し、自らの進むべき方向を模索して行くことは不可欠と考えられる。」</p>